

保育所等[※]を利用するお子さんや職員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の対応について

登園停止や臨時休園を行います

- 新型コロナウイルス感染症に感染したお子さんについては、治癒するまでの間、登園停止となります。
- お子さんや職員が新型コロナウイルスに感染した場合は、感染拡大防止のため、**その保育所等は休園します。**休園期間は、**感染したお子さん等が最後に登園した日の翌日から14日間となります。**
- 新型コロナウイルス感染症に感染したお子さんについては治癒するまでの間、休園となった保育所等を利用しているお子さん（一時保育事業を利用しているお子さんを含む。）は休園期間中、感染を拡大させないため、以下の事業等の利用を控えてください。

主な事業

- 一時保育事業
- 24時間緊急一時保育事業
- 休日保育事業
- 病児・病後児デイケア事業 など

- 家族など同居している方が新型コロナウイルスに感染した場合は、お子さんは登園停止となりますので、保育所等へお伝えください。
- 感染を拡大させないために、ご理解・ご協力をお願いします。

※「保育所等」とは、保育所、認定こども園及び地域型保育事業所のことです。

特定非営利活動法人
生き生きネットワークてとろ